

社会福祉法人 光琳会 玉川さくら保育園

入園のしおり

(兼 重要事項説明書)

令和7年度



令和7年1月改定

社会福祉法人 光琳会 玉川さくら保育園

住所 〒194-0041 町田市玉川学園 3-35-48
TEL 042-725-2166

○社会福祉法人“光琳会”の設置運営による私立の認可保育所であり
平成14年4月1日に法人の第2の保育所として開園しました。

1 法人の概略

(1) 法人の名称 社会福祉法人「光琳会」

光琳会の“琳”という字は“美しい玉”
または“美しい玉のふれあう音”を意味するものです。
それは、子どもそのものであり、
子ども達がお互いにふれあって、
現在を最もよく生き素晴らしい未来を
つくりだすことを願って名づけられたものです。

(2) 法人設立 昭和47年9月14日

(3) 創設者 初代理事長 林 富

(4) 法人本部 東京都町田市玉川学園3丁目35番48号
社会福祉法人 光琳会
TEL 042-725-2166
FAX 042-710-0206

(5) 経 営 1 こうりん保育園 昭和48年5月1日 開園
東京都町田市金森7丁目6番4号

2 玉川さくら保育園 平成14年4月1日 開園
東京都町田市玉川学園3丁目35番48号

(6) 代表者 社会福祉法人 光琳会 理事長 近藤 國男

保育理念

将来 社会の一員としての円満な人格の形成を目途に 現在を生きる乳幼児の健康と安全に努め 保護者と共に 幸せを介助する

人格形成の基礎は 乳幼時期が最も重要な時期で 身心ともに健やかに 且つ 個性 を尊重し 子ども同士ふれあう中で 適切な日常生活（特に基本的な生活習慣の自立）を営むことができるように努める

基本方針

- 1.職員と保護者が連絡を密にし「保育所保育指針」に基づいて、各年齢やひとりひとりの発達にふさわしい保育内容を実施する。
- 2.保育園に関わる全ての人に対し、心のこもった福祉サービスを提供する。
- 3.保護者に対しその意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助にあたる。
- 4.地域に開かれた保育園を目指す。

保育目標

1. のびのびと明るく元気な子ども
2. 挨拶ができる子ども
3. 身の回りのことを 自分でできる子ども
4. よく物を見 よく考える子ども
5. 自分も友だちも大切にできる子ども

2 施設の概略

(1) 施設名 玉川さくら保育園

保育園名は さくらの名所として知られる玉川学園にふさわしく、
玉川さくら保育園と名づけられました。

(2) 所在地

〒194-0041 東京都町田市玉川学園3丁目35番48号

TEL 042-725-2166

FAX 042-710-0206

(3) 入所児童定員

年齢	0才児	1歳児	2歳児	3歳児	4才児	5歳児	定員数 計
組名	ほし組	ひよこ組	うさぎ組	りす組	きりん組	ぞう組	
児童定員	9名	10名	12名	12名	12名	12名	67名

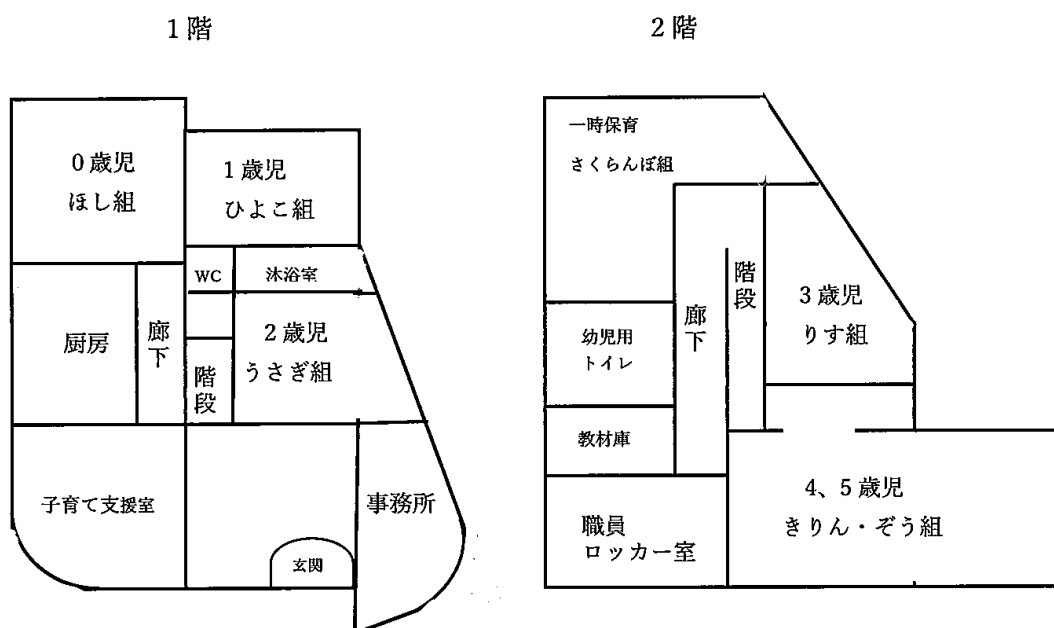
(4) 職員

理事長1名 園長1名 事務員1名 主任保育士1名 保育士8名以上
看護師1名 栄養士2名 調理員2名以上 嘱託医等 設置基準により配置

(5) 施設

敷地 東京都有地借地 750㎡
法人所有地 513.42㎡ (なかよし広場)
建物 574.82㎡ 構造 RC造2階建

園舎図



3 嘱託医

(1) 内科医

医療機関の名称	たまがわ医院
医 院 長 名	藤森 齊
所 在 地	町田市玉川学園 4-16-40
電 話 番 号	042-720-3888

(2) 歯科医

医療機関の名称	宮下歯科
医 院 長 名	宮下 寿一
所 在 地	町田市玉川学園 2-10-7
電 話 番 号	042-725-8205

4 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月～3日）

5 開園時間・保育時間

7時00分～19時00分

(1) 保育標準時間認定による保育時間

7時00分～18時00分の範囲内で保育を必要とする時間になります。

（勤務時間に通勤時間を加えた時間やその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で家庭ごとに決定します。）

(2) 保育短時間認定による保育時間

8時30分～16時30分までの間で最長8時間となります。この保育時間以外に保育を利用した場合は、別途延長保育料が必要となります。

(3) 延長保育

保育標準時間認定の時間を越えた18時01分～19時00分までの延長保育を実施しています。

*「勤務証明」と「延長保育申請書」の提出が必要です。

*延長保育料減免の場合は、「延長保育料軽減通知書」のコピーを添えて提出してください。

*バーコードの入力時間で計算させていただきます。

*19時00分を越えた場合は違約金が発生します。（減免の場合も対象）

(4) 土曜保育

平日と比べて利用するお子さんが少ない傾向にあるため、合同保育を行うなど、平日

とは異なる職員体制をとっています。そのためお仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は原則としてクラス年齢にかかわらず登園を控えていただくようご協力をお願いします。

尚、保育が必要なご家庭は、利用開始前に「勤務証明（土曜就労証明）」と「土曜日保育申請書」の提出が必要となります。

前月の20日までに、「土曜保育依頼書」の提出が必要です。

(5) 慣らし保育

環境に少しずつ慣れることや、健康管理及び事故防止の観点から、保育時間を短縮した「慣らし保育」を行うことが理想です。期間や内容等、ご家庭ごとに対応させていただきます。

6 利用者負担金

(1) 保育料

0～2歳児クラスのお子さんの保育料（給食費含む）は、世帯の区市町村税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。市役所に収めてください。

(2) 給食費

3～5歳児クラスのお子さんは、口座引き落としでの集金となります。

(3) 延長保育料

3～5歳児クラスについては給食費と合算して口座引き落としでの集金となります。

0～2歳児クラスについては基本、現金での集金となります。

7 利用の開始、変更及び終了について

(1) 開始

本園利用にあたり、必要な事項を記載した書面及び説明会により、事前説明、園医による健康診断を行います。

(2) 変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園と市役所に書類の提出などが必要になります。早めにまずは園にお知らせください。

(3) 終了

退所する場合は、「町田市保育所等退園届」を退所する月の15日（土・日、休日の場合は前開庁日）までに保育・幼稚園課へ提出してください。

次の場合には、退所となることがありますのでご注意ください。

- ① 保護者に、お子さんの保育を必要とする事由がなくなったとき
- ② お子さんが、疾病等で集団保育をうけられなくなったとき
- ③ 町田市外に引っ越したとき（転出先の自治体を通じた手続きにより、引き続き通園できる場合もあります。）
- ④ 1か月以上保育所等を休むとき、または登園日数が著しく少ない月が2ヶ月続い

たとき

- ⑤ 入所申込み時事項及び支給認定の事項に不正事実があったとき
- ⑥ 家庭状況調査書が提出されず、保育の必要性の確認ができないとき

8 保育

・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。

(養護とは)

子どもが心身ともに心地良いと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。

(教育とは)

知識を伝えることだけでなく、「感じる・気付く・探る・考える」といった子どもの興味関心を引き出すことです。

0歳児クラス

一人ひとりのお子様のリズムに合わせて、ミルク・離乳食・昼寝・遊び・おむつ交換をします。お天気の良い日には、外気浴、お天気の悪い日は、室内で一人ひとりのお子様の発達に合わせた空間を作り、遊びます。保育者との、1対1の関わりを大切にし、お子様の情緒の安定を図ります。離乳食が始まると、午前おやつ、昼食、午後おやつの形態になります。離乳食の進行については、保護者の方と相談しながら進めていきますので、心配なことや、お家での食事のことなど、遠慮なくお話しください。

1歳児クラス

少しずつ一人ひとりのお子様の生活リズムが安定してきます。まとまった時間、お昼寝をするようになるので、午前中にたくさんの遊びの時間を過ごせるようになります。お友達と関わったりしながら遊ぶことも増え、おもちゃの取り合いをしたり、自己主張をするようになります。おもちゃの取り合いも、自己主張も大切なこととして、援助していきます。お友達との関わりだけでなく、保育者との1対1の関わりも大切にし、情緒の安定を図ります。

2歳児クラス

午前中お天気の良い日は、外に出かけ、散歩や砂遊び、公園での遊具遊びなど、活発に遊ぶ時間が増えます。お友達との関わりがますます増え、同じ場所で遊んだり、一緒に遊んだりする様子、また一人遊びをたっぷり楽しむ様子もみられます。おもちゃの取り合いによるけんかも、少しずつ「ことば」で表現できるようになっていきます。保育者とのゆったりした関わりも大切にしながら、遊びの世界を更に広げていくように援助いたします。

3～5歳児クラス

3歳児から、1階の保育室から2階の保育室へと移ります。活動範囲や活動時間も広がり、日中は季節や興味、経験などから出てくる発見からたっぷり遊びます。遊びからは、様々な

力を身につけていく事が出来ます。また生活していく中で、身の回りのことを自分でできる（基本的な生活習慣の自立）ように保育者は、かかわりを援助していきます。「きょうだいグループ」と称して縦割りの活動を生活の中に取り入れていることにより、異年齢からの刺激を受けて、思いやりの気持ちや自信などが培われていきます。

「町田市接続カリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進しながら、幼児期にふさわしい生活を通し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培います。幼児期の遊びが小学校の生活や学習で生かされ、つながるように『遊びの中での学び』として計画をたて、小学校1年生のクラスとの交流（授業参加・給食交流・作品展等）等を計画していきながら、スムーズに就学できるようにします。

9 職員の資質向上にむけて

- ・ 保育の計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルにより、保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・ 保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や市の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・ 保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めています。
- ・ 保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、町田市子ども家庭支援センターと常に連携しています。

10 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「個人情報保護法」に基づき適切に管理します。

- (1) 個人情報の使用に際しては、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し（別紙の「個人情報に関する確認書」にて）、個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について
保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（5歳児クラス）の子どもについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (3) 緊急時において、病院その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (4) 職員の守秘義務について
職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三

者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。

(5) 保育園での写真撮影や情報管理について

保育園では、日常の遊びや生活の様子などをお伝えする“ポートフォリオ”の作成や記念写真の為に撮影しています。

(6) 保育参観・保育参加では、写真（動画）撮影をお断りしています。お子さんとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いいたします。

(7) 行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮ください。

(8) 園内（ポートフォリオ含む）及び園の行事で撮影した写真に、ご自身のお子さん以外の方が写っている場合もあり得ますので、個人のホームページ、ブログ、SNS等を使用することはおやめください。個人情報管理や取り扱いについては、各ご家庭で十分にご注意ください。

11 保育園管理システム「はぐくむ保育」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質向上のため、保育園管理システム「はぐくむ保育」を使用しています。保護者以外でお迎えにこられる方がいる場合は、事前に届け出書を提出していただきます。

12 特別事業

(1) 統合保育

子どもの心身の状況や、専門的療育などを慎重に考慮したうえ、その権利を尊重し、専門機関（市の担当者、保健所、医療機関、園医）との連携を密に行い、統合保育を実践します。

(2) 育児相談

相談によって保育士、看護師、栄養士などが対応します。（予約制）

(3) わいわいひろば（地域子育て支援）

家庭で子育てをしている親子を対象に、園児や職員と遊ぶ場の提供（体験保育）や、給食試食会、子育て相談、などを行っています。（町田市広場カレンダーにてお知らせしています。）

(4) 一時保育

仕事、リフレッシュ、冠婚葬祭、家族の入院、通院、介護で保育ができない時などで利用ができます。

事前登録（書類提出、面談、説明）が必要になります。（一時保育のしおり参照）

13 臨時休園について

(1) 大型台風の接近等に伴う臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、鉄道各社の大幅に計画運休が実施される場合は、休園または開園、閉園の調整をさせていただくことがあります。

(2) 感染症に伴う臨時休園について

園における感染状況によって、市役所と協議し休園する場合があります。

14 注意事項

* 保育園には毎朝 9 時 00 分までには登園しましょう。また体調や都合でお休みする場合、登園が遅れる場合も 9 時 00 分までに連絡が必要です。

(生活リズムの確立と園生活での遊び時間の保証、給食の人数確定などのため)

* 登園・降園の時には、連絡ノートや登園カードを担当の職員へ手渡しし、お子さんの様子や連絡事項を伝えあってください。また、保育園管理システムで降園時間などの記録をしてください。

* お子さんのけがや発熱時などは、事前に提出していただいている「緊急連絡先・必要時間等 調査書」を基に、保護者へ電話連絡をさせていただきます。急なお迎えが必要な場合を想定し、日ごろから対応を確認しておきましょう。

* 感染症に罹患した場合、集団の健康を守り、感染拡大を防止するため、町田市の定めた基準に従った上で登園してください。また、保育園には、必ず連絡をしてください。

* 園内の掲示物、メール配信、おたより（園だより、保健だより、給食だより、献立に関してはホームページの保護者のページに載せます）は必ずご確認ください。また、書類などの提出物は期限を守りましょう。

* メール配信を受けたら、必ず URL コードから確認の返事を返してください。

災害時、行事などの変更のお知らせなどに使用します。登録後にメールアドレスを変更しましたら、速やかに知らせてください。

* お迎えの変更は（時間、迎え者）必ず連絡を入れてください。（安全確保のため、連絡のない場合には確認の連絡をさせていただきます。）

* 自転車で送迎される場合には以下のルール・マナーを守ってください。

①ヘルメットを着用する

②幼児座席を装着し、お子さんの足が巻き込まれないようにする。

③自転車にお子さんを乗せたまま離れないようにする。

④自転車を停める場合は、周囲に十分注意する。

* 自動車で送迎される場合

道路での駐車場待ち駐車は、ご近所の迷惑、他の車両や歩行者の迷惑となり危険ですのでご遠慮ください。また、送迎時は速やかにお願いします。特に 18 時 00 分前は混雑

します。時間に余裕をもってのお迎えをお願いします。

行事等の時には、駐車場は使用できません。

*園のベビーカー置き場は限られています。多数の方が利用しやすいように、必ずベビーカーはたたんでください。

*園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。

*利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘はご遠慮ください。

15 ご意見・ご要望・苦情に関する窓口

保育園以外にも、保育園、子育てに関する相談ができる窓口があります。

保育園の運営や建物管理に関すること	園内相談窓口 主任 園内相談解決責任者 理事長 園長 ○第三者委員 ・福田修一 090-9954-3351 ・嶋村京子 042-722-8982 ○町田市保育・幼稚園課&保育コンシェルジュ 042-724-2137 町田市福祉サービス苦情調整事業 042-720-9461
子育てに対する不安や悩みに関すること	○子ども家庭支援センター 042-724-4419 ○保健予防課 042-725-5127 ○子育て相談センター 042-710-2747 ○子ども発達センター 042-726-6570
就学に関する相談	○教育センター 042-792-6546
児童虐待に関する相談	○八王子児童相談所 042-624-1141

16 保育園管理システムの利用方法

園では、セキュリティーカードで正面玄関、お迎え通用門の開錠、「はぐくむ保育」のバーコードカードでの打刻による登降園管理を実施しています。また、延長保育利用料金につきましても、バーコードカードの打刻管理を行います。

下記の通りの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

(1) セキュリティーカードの発行

お子さんのお迎えにいらっしゃる保護者の方にセキュリティーカードを配布します。開錠、開門に必要ですので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

- ・カードキーは親族のみの取り扱いとし、第三者へ貸し出すことは禁止としています。
- ・カードキーの貸出料金として1枚 500円をお預かりしています。
卒園や退園など、カードキー返却の際に貸出料金は返金します。
- ・カードキーを紛失した場合は、速やかに保育園へ連絡してください。
該当するカードキーの使用ができなくなるように処理します。
- ・カードキーを紛失、破損した場合は、貸出料金の返金はできません。別途紛失料として1,000円を徴収します。
- ・ひと家庭につき1枚～3枚までの配布となります。

(2) バーコードの利用

・登園

1階、2階のパソコン横に各自のバーコードカードを用意してあります。入室前に必ずバーコードカードを通して打刻をし、「お迎え時間」「お迎えに来る方」の入力をしてください。入力後は、バーコードカードを必ず受け入れの職員へ手渡ししてください。

バーコードカードは園で管理します。

・降園

お子さんの退室時にバーコードカードをお渡しします。退室後の打刻をお願いしています。

*入力内容に変更がある場合は、必ず変更の連絡をしてください。

*18時頃のお迎えは混雑する場合がありますが、駐車場が混みあっている場合も、延長保育料発生の対象になります。時間に余裕をもってのお迎えをお願いします。

*交通障害等による遅延の場合も、延長保育料発生の対象になります。

17 保育園の主な行事

* 保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。

* 保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さんの姿を見て、知っていただき、育児の参考にさせていただく内容となりますので、ぜひご参加ください。

* 詳細な日程につきましては、年度初めに配布します「年間行事予定表」をご覧ください。また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合もありますのでご了承ください。

月	保育行事	健康・その他	
4	入園のお祝い	<健康関係> ・身体測定（毎月） ・健康診断 0歳児（年4回） 1歳児～5歳児（年2回） ・歯科検診（年2回） ・健康教育（手洗い・うがい etc）	
5	親睦会		
6			
7	お泊り保育（5歳児）		
8			
9	夕涼み会 防災引き渡し訓練		
10	秋の遠足 ハロウィン		
11	運動会 消防署見学		<その他> ・保護者会
12	こども会（生活発表会） もちつき クリスマス会		・個人面談 ・お楽しみ会
1			・誕生会（クラスごと）
2	節分（まめまき）		・保育参加（随時）
3	お別れ会 お別れ遠足 卒園式		・避難訓練（毎月）

18 保育園の一日

(季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。)

時間	0歳児	1、2歳児	3～5歳児
7:00	順次登園 (体温チェック・視診)		
8:30	遊び		
9:00			室内・戸外活動
9:30	おやつ (後期・完了のみ)	おやつ	様々な経験
10:00	離乳食 (初期)	室内・戸外活動	
10:15	離乳食 (中期)	様々な経験	
10:30	離乳食 (後期)		
11:00	完了食		
11:30	《一人ひとりの生活リズムを大切にし、遊び (外気浴・散歩) 睡眠・食事・ミルクなど》	食事	食事
12:30		午睡	午睡・休息
13:00			
15:00	離乳食 (中期・後期)		おやつ
15:30	おやつ (完了)	おやつ	遊び
16:00	遊び	遊び	
16:30	順次降園		
18:01	延長保育		
19:00	延長保育終了	延長保育終了	延長保育終了

19 持ち物について (すべてのものに名前を書いてください。)

- *ズボンやシャツなどはお腹にくる箇所に、食事用ハンドタオル・エプロン・シーツ・毛布は大きくわかりやすく書いてください。
- *靴・靴下・おむつ等にも忘れずをお願いします。

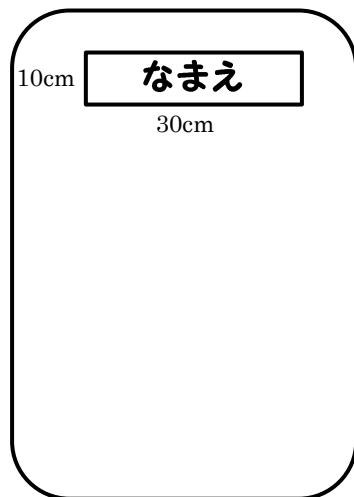
○布 団 敷布団は、園のものを使用します。
シーツと毛布を各自用意してください。

布団のサイズ 120 cm×70 cm

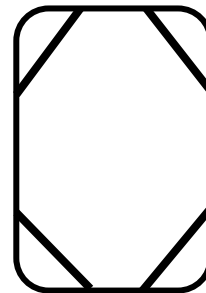
シーツのサイズ 125 cm×75 cm ※薄い色をお願いします。

☆毛布のサイズは自由です。(夏場はバスタオルを使用します)

※シーツと毛布は毎週金曜日に持ち帰ります



←名前は布を縫い付け、大きく書いてください。



※シーツは、大きいバスタオルの四隅に
ゴムをつけた物でもいいです。

《年齢別お知らせ》

0才児…月齢や離乳食の状況により、多少異なります。

- (1) ガーゼのハンカチ（6枚以上）
- (2) 食事用ハンドタオル（毎日3枚） ※離乳食開始時より使用します
- (3) 着替え
下着（つなぎは不向き）
上着・ズボン（つりズボン、つなぎ、フード付きは不向き）（常時4枚以上）
- (4) 靴下
- (5) 紙オムツ（常時6枚以上） ※園で処分をします
- (6) おしり拭き
- (7) 通園袋（図 参照）
- (8) 透明のビニール袋（25cm×35cm）1パック
- (9) スーパーのビニール袋（大きく名前を書いて、毎日1枚）
- (10) スタイ（必要な方のみ）

1才児…個人差により、多少異なります。

- (1) 食事用ハンドタオル（毎日3枚）
- (2) 食事用エプロン（毎日3枚） ※年度途中より使用します
- (3) 着替え
下着（つなぎは不向き）
上着・ズボン（つりズボン、フード付き・スカートは事故防止上不可）（常時3枚以上）
- (4) 靴下
- (5) 紙パンツ（常時6枚以上） ※園で処分をします
- (6) おしり拭き
- (7) 通園袋（図 参照）
- (8) 透明のビニール袋（25cm×35cm）1パック
- (9) スーパーのビニール袋（名前を大きく書いて、毎日1枚）

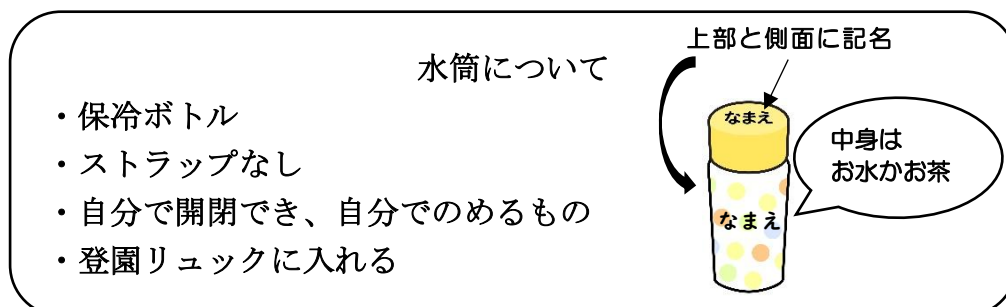
2才児・・・年度途中に、生活習慣に必要なコップ・通園かばんが増えます。

※通園かばんに装飾品(キーホルダー・バッチ等)は付けないでください。

- (1) 食事用ハンドタオル (毎日3枚)
- (2) 食事用エプロン (毎日3枚)
- (3) 着替え
下着 (つなぎは不向き)・上着・ズボン (常時3枚以上)
(つりズボン、フード付き・スカートは事故防止上、不可)
- (4) 靴下
- (5) 紙パンツ (必要な方のみ)
- (6) おしり拭き
- (7) 通園袋 (図 参照)
- (8) 透明のビニール袋 (25cm×35cm) 1パック
- (9) スーパーのビニール袋 (大きく名前を書いて、毎日1枚)
- (10) 運動靴 (園に置き、汚れたら持ち帰ります。サイズをご確認下さい。)

3才児

- (1) 通園かばん (チェストストラップ付きリュック)
※装飾品(キーホルダー・バッチ等)はつけないでください。
- (2) 食事用ハンドタオル (毎日1枚)
- (3) スーパーのビニール袋 (大きく名前を書いて、毎日1枚)
(予備としてロッカーに2, 3枚入れておいてください。)
- (4) コップ (毎日持ち帰り洗ってくる。割れやすい物は避ける。) を布袋に入れてください。
- (5) 着替えボックスに 下着2組 上着3組 ズボン3本 靴下1足
スーパーのビニール袋予備2, 3枚
透明のビニール袋 (25cm×35cm) 1パック
(つりズボン、フードつきは不向き。スカートは事故防止上、ご遠慮ください。)
- (6) 手さげ袋 (持ち帰り用として使用)・・・図 参照
- (7) 運動靴 (園に置き、汚れたら持ち帰ります。サイズをご確認下さい。)
- (8) 水筒



4, 5才児

- (1) 通園かばん (チェストストラップ付きリュック)
※装飾品(キーホルダー・バッジ等)はつけないでください。
- (2) スーパーのビニール袋 (大きく名前を書いて、毎日1枚)
(予備としてロッカーに2, 3枚入れておいてください。)
- (3) コップ (毎日持ち帰り洗ってくる。割れやすいものは避ける。) を布袋に入れてください。
- (4) 着替え (引き出し) に 下着2組 上着3組 ズボン3本 靴下2足
スーパーのビニール袋予備2, 3枚
透明のビニール袋 (25cm×35cm) 1箱
(つりズボン、フードつきは不向き。スカートは事故防止上、ご遠慮ください。)
- (5) 手さげ袋 (持ち帰り用として使用)・・・(図 参照)
- (6) 運動靴 (園に置き、汚れたら持ち帰ります。サイズをご確認下さい。)
- (7) 体操着
 - ・ 白の丸首シャツ (男女児共通)
 - ・ 紺のトレパン (男女児共通)
 - ・ 体操着袋 (図 参照)
- (8) 水筒 ※P16 参照

※園で購入も出来ます

全園児

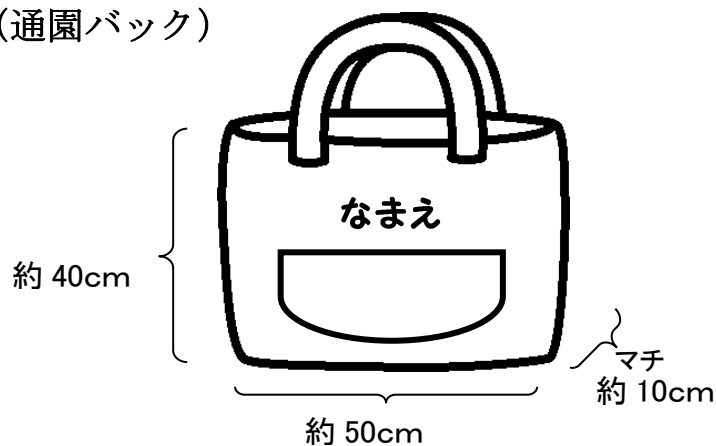
※着替えが不足した際は園用衣類をお貸しします。

下着 (パンツ) に関しては、新品を用意しますので新しい物を返却してください。

* 0～5才児 各袋 他の 見本 *

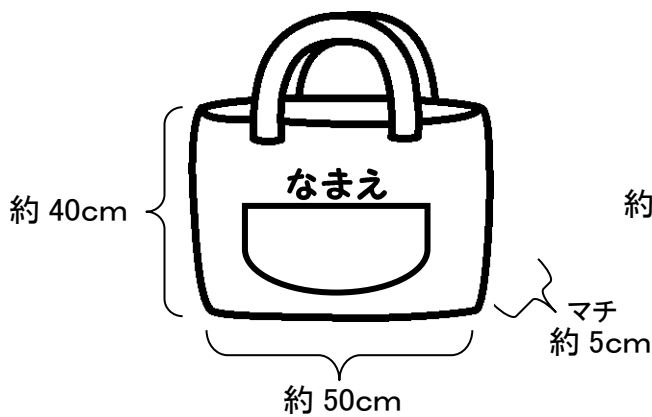
(下記のサイズを参考にご用意ください。)

0～2才児m (通園バック)



3～5才児m (手さげ袋)

体操着袋



.....切り取り.....

用品申込書(希望者のみ)

用品名	単価	サイズ	合計金額
体操着(半袖)105～125	1,440		
体操着(半袖)130～	1,730		
体操着(半ズボン)105～125	1,250		
体操着(半ズボン)130～	1,500		
合計			

サイズは 105/110/115/120/125/130cmとありますので、いずれかのサイズをご記入下さい。

申込書と合計金額を一緒に封筒に入れて、お申込みください。

※事務所に見本(一部サイズのみ)があります。

組 園児名

20 給食

食べることは生きるための基本であり、子ども達の健やかな心と体の発達には欠かせないものです。園では子ども達が食べる事への興味や意欲を高めたり、マナーを覚えたりする事ができるよう、「食育」として様々な取り組みをしていきたいと思っております。給食は、年齢や月齢にそった調理方法で、衛生面についても十分に配慮し実施しています。

《給食の目標》～食べ物に興味を持ち楽しく食べる子ども～

- お腹が空くリズムが持てるようになる
- 食べ物を話題にする
- 食事作りに、準備に関わる
- 一緒に食べたい人ができる
- 食べたいも物、好きなものが増える

《保育園の給食について》

- ・給食は「昼食＋おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
 - ・保育園における給与栄養量の割合は、1日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は40%を目標としています。
 - ・食事の時間を決めて規則正しくとるようにしています。
 - ・旬の食材を取り入れ、季節の食べ物を味わうようにしています。
 - ・何でも食べられるように、食品の品数をできるだけ増やしています。
 - ・味付けは薄味で材料そのものの味を大切にしています。
- *離乳食はご家庭での食材摂取状況に合わせてすすめていきます。**(食材チェック表の記入)**
1歳児以上の新入園児は**食品調査書**のチェックをお願いしています。

《給食と家庭の食事》

- ・乳幼児期は、食べることを含めた「生活リズム」の基礎を作る大切な時期です。子どもの生活リズムは自然にはできません。「早寝、早起き、朝ごはん」を心がけ、大人が子供と一緒に生活リズムをつくっていきましょう。
- ・朝食を食べると眠っていた身体も頭も元気に働き始めます。心が穏やかになり、集中力も上がります。一日に必要な栄養量がとりやすくなり、便秘の解消になります。
- ・食事はパワーの源です。「ご飯やパンなどの主食」「肉や魚などのメインとなる主菜」「野菜中心のおかずの副菜」をそろえることで食事のバランスが整います。副菜同様に、みそ汁やスープなどの汁物も野菜をたくさん摂ることができます。主食、主菜、副菜プラス汁物で身体や心にもいっぱいパワーを与え、元気いっぱいの一日を過ごせるようにしましょう。

～1日の食事の割合～

● 1歳児・2歳児

朝	AM おやつ	昼	PM おやつ	夕
25%	5%	35%	10%	25%

● 3歳児・4歳児・5歳児

朝	昼	PM おやつ	夕
30%	30%	10%	30%

《 掲示献立について 》

屋外用掲示板・事務所受付前に当日の給食（1・2歳児用と3～5歳児用）の写真を掲示しています。送迎の際にぜひご覧ください。

《 アレルギーの対応について 》

当園は、国が策定する「アレルギー対応ガイドライン」に基づいて、子ども達が安全に食事できるように、アレルギー対応マニュアルの策定をし、適切な対応に努めていきます。

- ・食事制限を家庭で行っていることが前提になります。
- ・アレルギー対応は、保護者からの申し出により、医師記載のアレルギー指導管理表が必要です。
- ・アレルギー指導管理表は、年一回提出していただきます。期限をお守りください。
- ・給食の提供は、集団給食の中で除去食を基本とします。メニュー内容によっては、お弁当を持参していただく場合もあります。
- ・除去食を安全に提供できるよう、園長、栄養士または看護師、担任を交えて話し合いをします。
- ・除去を解除する場合も医師の指示に基づいて行います。園での解除はその食材が完全解除になり、ご家庭でも十分な回数を摂取し安全が確認された場合のみとなります。制限食が解除になった時は、「解除届」を提出してください。
- ・毎月、栄養士が原因食物をチェックします。チェックされた献立表をお渡ししますので、保護者の方は確認印押印の上、園に返却してください。

《 食事の誤嚥・窒息事故防止のために 》

「教育保育施設等における事故防止発生時の対応の為のガイドライン」に沿って提供しています。遠足の日にお弁当を持参してもらうことがありますのでご協力お願いします。また、安心して食べることが出来るように以下の注意点を参考にしてください。

- ・うずらの卵・ミニトマト・チーズ・ぶどう・ゆで卵など球形のものは2つか4つに切りましょう。
- ・切り口が円のものは、噛み切ることで球になります。ソーセージやスティックチーズは縦に裂くように切りましょう。

・お弁当ピックやおやつのかんにやくゼリーは危険を伴うため、入れないでください。

《離乳食》

離乳食とは赤ちゃんの成長に伴い、母乳又は育児用ミルク等の乳汁だけでは不足しているエネルギーや栄養素を補完するために、乳汁から幼児食に移行する過程をいい、その時に与えられる食事を離乳食といいます。

*離乳食はご家庭と連携をとり月齢に応じ個別に準備します。離乳食を進める時は、保護者の方と話し合いの上、子ども達の様子を見ながら無理なく進めていきます。食物アレルギーの有無を確認するためにも、保育園の離乳食で使用する食材をご家庭でお試しいただいた後実施していただきます。(給食で使用している食材は食材チェック表をご覧ください)

離乳食の進め方の目安

		離乳開始	→			離乳の完了
		時間	生後5~6か月	生後7~8月頃	生後9~11か月頃	生後12~18か月頃
家庭		午前6:30	母乳又はミルク (180~200cc)		離乳食+母乳又はミルク (50~100cc)	完了食+牛乳 (60~80cc)
保育園		午前9:30頃			おやつ	おやつ+牛乳 (60~80cc 前後)
保育園		午前10:00 ~11:00頃	ミルク (180cc 前後)	離乳食+ミルク (100~150cc 前後)	離乳食+ミルク (50~100cc 後)	完了食
保育園		午後3:00	ミルク (180~200cc)	間食+ミルク (100~150cc 前後)	間食+ミルク (50~100cc 後)	おやつ+牛乳 (60~80cc 前後)
家庭		午後6:00	離乳食+母乳又はミルク (180~200cc)	離乳食+母乳又はミルク (100~150cc 前後)	離乳食+母乳又はミルク (50~100cc 後)	完了食+牛乳 (60~80cc)
家庭		午後10:00頃	母乳又はミルク (180~200cc)			
食べ方の目安			<ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子をみながら、1日1回1さじずつ始める。 母乳やミルクは飲みただけ与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように、食品の種類を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事のリズムを大切に1日3回食に進めていく。 共食を通じて食の楽しい体験を積み重ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 手づかみ食べにより、自分で食べる楽しみを増やす。
調理形態			なめらかにすりつぶした状態(ヨーグルトのような状態)	舌でつぶせる固さ(豆腐のような状態)	歯茎でつぶせる固さ(バナナのような状態)	歯茎で噛める固さ(肉団子のような状態)
1 回 あ た り の 量	I	穀類	●つぶし粥から始める	全粥 50~80g	全粥 90g → 軟飯 80g	軟飯 80g ~ ご飯 80g
	II	野菜・果物	●すりつぶした野菜なども試してみる。	20g~30g	30g~40g	40g~50g
	III	魚 肉 豆腐 卵 乳製品	●慣れてきたらつぶした豆腐、白身魚、卵黄等を試してみる。	10~15g	15g	15~20g
				10~15g	15g	15~20g
				30~40g	45g	50~55g
				卵黄1~全卵 1/3 個	全卵 1/2 個	全卵 1/2~2/3 個
			50~70g	80g	100g	

21 健康管理

乳幼児期は生涯にわたる健康の基盤になります。

保育園の生活を通じて、一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

《早寝・早起き》

決まった時間に気持ちよく眠れるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

＜1日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす）＞

年 齢	1歳未満	1～2歳	3～6歳
時 間	13時間以上	12～13時間	10～12時間

《登園する前に》

登園前に子どもの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。

登園のめやす

- 【1】 24時間以内に38度以上の発熱・嘔吐・下痢・頭部打撲がない。
- 【2】 登園までに37.5度以上の熱や感染症を疑う発疹がない
- 【3】 普段の食事が食べられる
- 【4】 「外遊びができない・安静が必要」などの生活制限がない
- 【5】 園生活が滞るような風邪症状（咳・鼻水）がない
- 【6】 同居家族に発熱や重篤な風邪・嘔吐下痢症状がない

※当園は制度上、病児・病後児を預かれません。

胃腸炎症状・38度以上の発熱があった場合は自己判断せずに必ず受診してください。

医師から登園許可がおりても上記のめやすに合わない場合は登園できません。

制度上病児病後児をお預かりできず、また、当園では上記の体調不良児病後児に安全に対応できるだけの十分な設備がなく、人員等も確保できないからです。

判断に迷う場合は園にまず電話で相談してください。

病児病後児保育を登録しましょう。

近年、事前登録をしていないのに突然病児の預け入れを要求する保護者が増えています。

受け入れの条件が施設によって異なりますので十分に確認して登録しましょう。

登録には書類の準備・面談が必要です。

詳しくは町田市子育てサイト等をご参照ください。

《清潔》

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、身体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。

乳幼児はまだ自分ひとりでは十分にできません。大人が行いましょう。

(1)石鹸と流水による手洗い・うがいの習慣をつけましょう。

(2)毎日入浴し洗髪をしましょう。アタマジラミ予防のため必ず大人が洗髪しましょう。

(3)手足の爪は1週間に1回必ず切りましょう。

(4)髪の毛は肩につくくらいの長さになったら結ぶなどして清潔を保ちましょう。

(ヘアピンや飾りのついたゴム・シリコン製ゴムは不可)

《乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために》

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、元気だった赤ちゃんが寝ているときに急に亡くなってしまう病気ですが、次のことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

1. 仰向けで寝かせる
2. 家族の禁煙
3. 固めのマットや薄い掛け布団を使用し、温めすぎない

保育園ではセンサーを使用しながら睡眠中の呼吸状態などを観察し、異常の早期発見に努めます。

《予防接種》

保育園などの小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。予防接種は個人の免疫力を高めるとともに、集団での防衛力を強化する役目もあるので、体調のいいときに積極的に受けましょう。無料で受けられる時期は限られています。市のわくわくワクチンプラン（まちだ子育てサイト）などを参考に、適切な時期に速やかに接種するようにしましょう。

予防接種後登園して発熱したり体調不良が見られたりした場合もお迎えとなります。なるべくお休みの日や降園後に行いましょう。

《お薬について》

町田市の認可保育園では医師会との協定に基づき、園での与薬を行っていません。

アナフィラキシー時のエピペン・けいれん座薬など、救命対応の必要な場合は別途ご相談ください。

薬・軟膏・クリーム・オイル・スプレー・飲食物の園内持ち込み・園内使用は禁止です。アロマオイルなどの自然素材でもアレルギー発症の原因になります。ご自宅のみでのご使用をお願いします。

ベビーカーのポケットやこどものかばんに入れての持ち込み・事務所や保育士へのお預

けも固くお断りさせていただいています。

自宅でお薬を飲ませた場合はノートに薬の名前と投薬時間の記入をお願いします。

「咳を鎮める」などの効能ではなく、「カルボシステイン」「小青竜湯」などの薬名を書いて下さい。

保育中の虫刺されなどにはレスタミン軟膏（抗ヒスタミン剤）を塗布します。また、皮膚の乾燥やおむつかぶれ・擦り傷などの保護のためにワセリンを使用することがあります。使用を避けたい場合は事前にお知らせください。なお、同じ成分でもご自宅からのワセリン類は持ち込めません。ご了承ください。

《プールについて》

3歳児クラスから夏のプール活動を予定しています。国のガイドラインに基づき、昼間のオムツが取れていないお子さんはプールに入れません。

入学を視野に入れ、子どもの排泄状況を早めに見極めて自宅でのトレーニングを開始しましょう。園でもご家庭でのトレーニングの状況に合わせながら排泄自立の支援を行っていきます。

《感染症》

感染症にかかった時は**集団の健康を守るために**登園できないことがあります。

感染症後は内容に応じて町田市指定の「登園許可証（医師記入）」または「保護者記入による登園届」の提出が必要です（学校保健安全法による）。登園可否も含め、まずは登園前に電話してください。

・医師記入の登園許可証が必要な感染症

百日咳	麻疹(はしか)	結核	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	風疹(三日はしか)
咽頭結膜炎(プール熱)	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	水痘(水ぼうそう)
流行性角結膜炎				

・保護者記入の登園届が必要な感染症

マイコプラズマ肺炎	手足口病	りんご病	感染性胃腸炎	ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症	ヒトメタニューモウイルス感染症	とびひ	インフルエンザ	突発性発疹
腸管出血性大腸菌感染症	ウイルス性肝炎(主にA型)	帯状疱疹	アタマジラミ症	水いぼ

感染防止の観点から、本人の嘔吐物・便・尿・血液で汚れた衣服は洗わずお返ししています。

他児の体液等が付いた場合は園で消毒しますが、色落ち・変質することがあります。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

《インフルエンザ》

保育園児のインフルエンザ登園基準は

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

陽性判明時は速やかに園に電話で連絡してください。

《新型コロナウイルス感染症》

保育園児の新型コロナウイルス感染症登園基準は

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

陽性判明時は速やかに園に電話で連絡してください。

《こどものマスク着用について》

園でのこどものマスク着用は推奨しません。生命の安全のため3歳になるまでは園でのこどものマスク着用を控えてください。

3歳以上のこどものマスク着用についてはご家庭の判断にお任せしますが、運動時や汚れた時には園では外すよう指導します。マスクには名前を書いてください。紛失・破損の責任は負いません。

《オンライン診療・自宅往診について》

オンライン診療や自宅への往診では登園許可証が出せない場合があります。

登園許可証が必要な疾患が疑わしい場合・該当疾患への感染等が判明した場合は早急にかかりつけ医への受診をお願いします。

22 緊急時の対応について

お子さんの様子が急変したり、けがや事故等の緊急事態が発生した場合には、事前にいただいている「緊急連絡先・必要時間等 調査書」を基に、保護者の指定する緊急連絡先や医療機関へ速やかに連絡を行います。なお、連絡がつかない場合や緊急を要する場合には園の判断において救急（119番）へ連絡をいたします。

*運搬先の病院によっては、受診の際選定医療費・時間外選定療養費を負担していただくことがあります。金額は医療機関によって異なります。ご理解、ご協力をお願いします。

*当園は日本スポーツ振興センター及び全保連の「ほいくのほけん」に加入しています。園でのケガで病院を受診した場合、診療点数が500点を超えたものに関して、両方の給付金申請を行います。また、500点未満のケガに対しては「ほいくのほけん」のみを利用します。

23 非常災害時の対応について

大規模地震について、事前に警戒宣言又は判定会召集の情報があった場合には相当の混乱が予想されます。このため、あらかじめ保育園がとる対策についてお知らせいたします。乳幼児施設であるという特性をご理解の上、ご協力お願いいたします。

【警戒宣言発令時】

- ◇ 登園前 ⇒ ご家庭で待機してください。
- ◇ 保育中 ⇒ 職場、テレビ、ラジオなどで情報を入手した場合は、園からの連絡がなくてもお子さんの引き取りをお願いします。

【保育中に震度5以上の地震が発生した場合】

*園からの連絡がなくても、被害の有無に関わらず迎えにいらしてください。

通信が不通となる事態が想定されます。お迎え変更の連絡が無い場合でも、届け出のある方にはお子さんを引き渡します。園の情報についてはいずれかの方法で情報を発信しています。必ず確認してください。

①ホームページ（トップページ）で状況をお知らせします。

②あらかじめ登録しているアドレスへメール配信（入園時また、変更時に必ず登録をしてください。別紙参照）します。

*アドレス変更した場合は、速やかに変更の連絡をお願いします。

*受信確認した場合は、確認サイトまでの操作をしてください。

③町田市の「町田市防災ウェブポータル」の緊急用ページに避難情報などが記載されます。

④災害伝言ダイヤル（171）が利用できる時は保育園からの伝言を録音します。

*詳しくはNTT東日本のホームページ内「災害伝言ダイヤル」をご覧ください。

（使用する電話番号は042-725-2166です）

【避難場所について】

保育園から離れて避難する場合は、貼り紙をして移動します。

基本的には以下の場所への避難となります。

- ・ 第1避難場所 隣接のこども広場
- ・ 第2避難場所 町田第五小学校

【その他の緊急事態発生時】

・天候の影響で交通機関がマヒすることが予想される場合は、代理人にお迎えを依頼するなど早めの対応をお願いします。

・事件や事故などで早急にお迎えが必要な場合は、提出していただいた順番と異なる順序で電話連絡をする場合があります。